

電気料金に係る激変緩和措置の延長について

鈴与電力株式会社

当社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」に参画し、毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行っております。

このたび、政府において本事業の延長が決定されたことから、当社における適用期間を下記の通り延長いたします。電気料金の措置の適用にあたり、お客さまからのお申込みは必要ありません。

記

1. 適用対象

当社と低圧及び高圧の需要場所に関する電気需給契約があるお客さま

※特別高圧の需要場所は対象外

2. 適用期間

2024年6月検針分まで

3. 料金

「2. 適用期間」において、電気需給契約及び電気需給約款に定める燃料費等調整額は、以下の割引単価を差し引いたものといたします。

(1) 電気のご使用期間が毎月1日から末日の需要場所（線検針）

効力発生時期	2023年10月検針分から <u>2024年5月検針分</u>	<u>2024年6月検針分</u>
ご請求月	2023年9月～ <u>2024年4月分</u>	<u>2024年5月分</u>
金額	高圧：1.8円/kWh（消費税込）	<u>高圧：0.9円/kWh（消費税込）</u>

(2) それ以外の需要場所（分散検針）

効力発生時期	2023年10月検針分から <u>2024年5月検針分</u>	<u>2024年6月検針分</u>
ご請求月	2023年10月～ <u>2024年5月分</u>	<u>2024年6月分</u>
金額	高圧：1.8円/kWh（消費税込） 低圧：3.5円/kWh（消費税込）	<u>高圧：0.9円/kWh（消費税込）</u> <u>低圧：1.8円/kWh（消費税込）</u>

以上